土砂災害から生命を守るために！

災害予測時は「土砂災害警戒情報」が発表されます

土砂災害警戒情報ってなあに？

大雨警報発表中、さらに土砂災害の危険度が高まると、熊本県と熊本地方気象台が共同で市町村単位※で発表します。
※八代市・天草市・山都町は東部・西部に分割して発表

熊本地方気象台 ＋ 熊本県 → **土砂災害警戒情報発表**

土砂災害警戒情報をどう使えばいいの？

土砂災害の危険度が高くなると予想されると、この情報が発表されます。
情報は防災無線、テレビ、ラジオ、インターネット*などで入手できます。
その他の防災情報と合わせて、自主避難の判断材料にしてください。

＊熊本県 統合型 防災情報システム　http://www.bousai.pref.kumamoto.jp/
携帯向け統合型防災情報　http://www.mobile.bousai.pref.kumamoto.jp

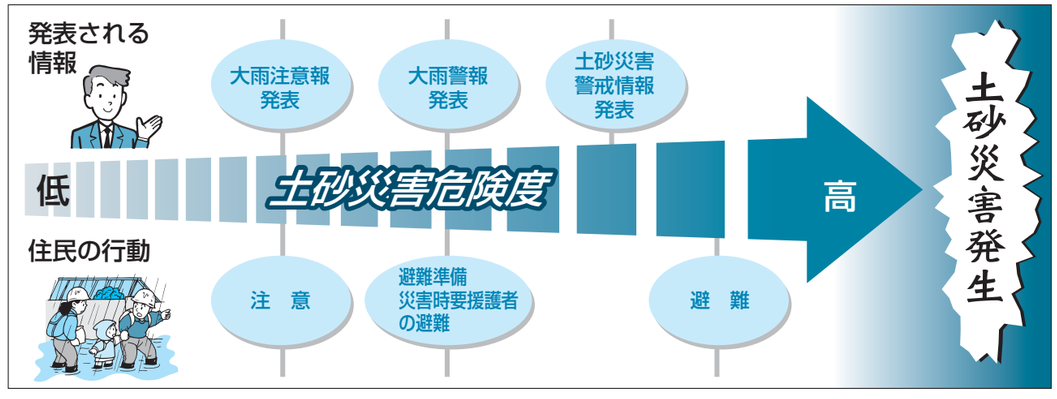

問い合わせ先　熊本県砂防課　☎333-2553
熊本地方気象台技術課　☎352-0345

国民保護計画を策定しました

問い合わせ先　総務課　交通防災班（合志庁舎）　☎248-1112

市では、市の諮問機関である「合志市国民保護協議会」からの答申を経て、今年３月に「合志市国民保護計画」を策定しました。この計画は、平成16年９月に施行された国民保護法（武力攻撃事態等における国民の保護のための措置に関する法律）に基づくもので、武力攻撃や大規模テロなどが発生したときの住民の避難や救援、武力攻撃災害への対処などの国民保護措置について定めています。

避　難

国は、武力攻撃から国民の生命、身体および財産を保護するため緊急の必要があると認めるときは、警報を発令して、直ちに県知事に通知します。さらに、住民の避難が必要なときは県知事に対して、住民の避難措置を講ずるよう指示します。

これを受け、県知事は、市に対し警報の通知や避難の指示を行ないます。そして、市の防災行政無線や広報車などを通じて、皆さんに情報が伝達され、市が消防機関と連携して避難住民の誘導を行ないます。

救　援

避難所の設置、食品・飲料水の提供、医療活動などの救援は、県が中心となって、市や日本赤十字社などと力を合わせて実施します。

武力攻撃災害への対処

武力攻撃に伴う被害をできるだけ小さくするために、国、県、市が一体となって消火活動や警戒区域の設定など必要な措置を行ないます。

※計画の全文は、総務課または、情報公開コーナーで見ることができます。

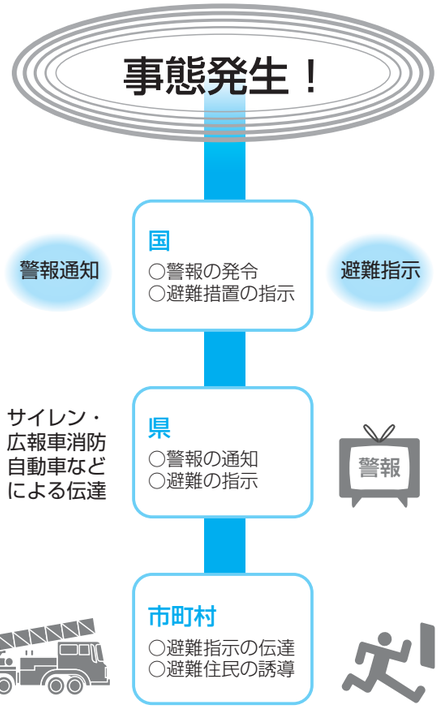

地域の声を警察業務に反映

大津警察署協議会委員委嘱

警察法第53条の２に基づき、平成13年６月１日から熊本県下23警察署に警察署協議会が設置されています。

大津警察署では、合志市、大津町、菊陽町、西原村から８人が委員として委嘱を受けました。委嘱を受けた合志市の委員は、次のとおりです。

寺本美智枝さん（すずかけ台）
大塚　和順さん（二子）
野口　正一さん（生坪）

警察署協議会は、警察署長が警察の業務計画および運営方針について、皆さんの代表である協議会委員から広く意見を聞き、警察業務に反映させることを目的として設けられたものです。

「地域に密着した力強い警察活動」を推進するための助言と支援をお願いします。

問い合わせ先
大津警察署総務課
☎（２９４）０１１０